

田辺市空家等対策事業者登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第1項に規定する特定空家等の所有者等に対する助言又は指導として本市が行う情報提供に関する空家等対策事業者の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める特定空家等をいう。
- (2) 所有者等 特定空家等の所有者又は管理者をいう。
- (3) 情報提供 市が所有者等に対して、特定空家等の適正な管理のための修繕又は除却等を行う事業者等の情報の提供を行うことをいう。
- (4) 空家等対策事業者 情報提供を行うに当たり、所有者等に紹介する事業者として、本市の登録を受けたものをいう。

(登録要件)

第3条 前条第4号に規定する登録を受けようとする事業者は、次の要件を備えなければならない。

- (1) 田辺市建設工事入札に関する規程（平成17年田辺市規程第26号）第3条の規定により、建築工事業者又は土木工事業者として登録されている者
- (2) 各種法令等を遵守する者

(登録の申請)

第4条 第2条第4号に規定する登録を受けようとする事業者は、田辺市空家等対策事業者登録（更新）申請書（様式第1号）に前条第2号に規定する許可又は登録を証する書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(登録等)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受け、審査の結果適当と認めた場合は、当該事業者を登録名簿に登載し、当該事業者にその旨を田辺市空家等対策事業者登録（更新）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- 2 前項の規定による登録の有効期間は、登録日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(登録の取消し)

第6条 市長は、空家等対策事業者が、その登録期間中において第3条に規定する要件を満たさないと認めた場合は、直ちにその登録を解除し、当該事業者にその旨を田辺市空家等対策事業者登録取消通知書（様式第3号）により通知することができる。

(変更等の届出)

第7条 空家等対策事業者は、名称、所在地その他登録時における申請書の記載事項に変更があったとき、又は空家等対策事業者としての業務を廃止し、若しくは休止をするときは、速やかに田辺市空家等対策事業者登録(変更・休止・廃止)届出書(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。